

八千代市「チーバくん」着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県のマスコットキャラクター「チーバくん」が千葉県をアピールするキャラクターとして活動するに当たり、八千代市が所有する「チーバくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を貸し出す場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象行事)

第2条 貸出しの対象行事は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 八千代市が開催する行事
- (2) 学校、自治会、NPO、社会福祉法人等の公共的団体（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることが主たる目的として開催するものでない行事
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、社会貢献活動等公益的な目的で開催する行事
- (4) 前3号に掲げるもののほか、八千代市が公益的観点から適当と判断できる行事

(使用の承諾)

第3条 八千代市が所有する着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、あらかじめ、「チーバくん」着ぐるみ借受申請書（第1号様式）に必要事項を記入の上、借受けを希望する行事の内容が分かる資料を添えて、企画部シティプロモーション課長（以下「管理者」という。）に提出し、その承諾を得なければならない。

2 管理者は、前項の規定により申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承諾する。

- (1) 借受けを希望する行事が前条各号のいずれにも該当しないとき。
- (2) 千葉県の品位を傷つけるおそれ又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
- (3) 着ぐるみが正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (4) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) 「チーバくん」のイメージを損なうおそれのあるとき。
- (7) 千葉県が「チーバくん」に関する政策について通知の発出等を行っている場合に、着ぐるみの使用がその政策に適合しないおそれがあるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、管理者が着ぐるみの使用について不適当であると認めるとき。

3 管理者は、前項の規定により着ぐるみの使用を承諾する場合は、「チーバくん」着ぐるみ使用承諾書（第2号様式）により借受希望者に通知するものとする。

4 管理者は、着ぐるみの使用の承諾に際し、条件を付することができる。

(貸出方法)

第4条 着ぐるみを借り受ける者（以下「借受者」という。）は、管理者から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は、借受者が行うものとする。

2 八千代市が所有する着ぐるみは一体であるため、同一時期に複数の申込みがあった場合は、先着順とする。

3 着ぐるみの損傷が大きく貸出しの用に供せない場合は、管理者の判断により貸出しの終了を決定する。

4 千葉県が「チーバくん」に関する政策について通知の発出等を行っている場合は、これらに従って貸出しを行うものとする。

(貸出期間及び申込時間)

第5条 着ぐるみの貸出期間は、原則として1週間以内とする。ただし、管理者が必要と認めた場合は、当該貸出期間を延長することができる。

2 着ぐるみを借り受ける際の申込時間は、平日の9時から17時までとし、それ以外の時間については、管理者と協議の上決定する。

(貸出料)

第6条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 借受者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (4) 着ぐるみの使用について、別紙の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (5) 第3条第4項に基づく条件が付された場合は、これに従って使用すること。
- (6) 千葉県が「チーバくん」に関する政策について通知の発出等を行っている場合は、これらに従って使用すること。

(承諾の取消し)

第8条 借受者が、前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すとともに、以後の使用は承諾しない。この場合において、借受者に損害が生じても、管理者はその責任を負わない。

(原状回復)

第9条 貸出期間中に着ぐるみを破損し、又は汚損した場合は、借受者の責任と負担に

より修繕，クリーニング等を行い，原状に復さなければならない。

(管理者の責任)

第10条 着ぐるみの使用により借受者が被った損害に対しては，管理者は一切その責任を負わない。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項は，借受者及び管理者が協議して決定する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は，決裁の完結した日（令和元年10月3日）から施行する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日からこの要領の施行の日の前日までに八千代市企画部シティプロモーション課との間で行われた着ぐるみの貸出しに関する事業については，この要領により行われたものとみなす。

3 前項に規定する期間において，同項の規定によりみなして適用するこの要領の規定について疑義等が生じた場合は，借受者及び管理者の双方が協議の上決定する。

附 則

この要領は，令和4年1月14日から施行する。

「チーバくん」着ぐるみ借受申請書

(宛先)

八千代市企画部

シティプロモーション課長

(借受希望者)

団体等名称

所在地

代表者名

電話番号

次のとおり、八千代市「チーバくん」着ぐるみ貸出要領に基づき、借受けを申請します。

行事	名称	
	内容	
	開催場所	(屋外 ・ 屋内)
使用方法		
使用日時	年 月 日 時から 時まで	
借受日時	年 月 日 時	
返却日時	年 月 日 時	
担当者	フリガナ	
	氏名	
	電話	
	メールアドレス	
添付書類	1 借受けを希望する行事の内容が分かる資料 2 その他 ()	

*この申請書を提出する前に、必ず予約状況を確認してください。

*返却の際、「チーバくん」着ぐるみの活用記録写真等の提出をお願いする場合があります。

第2号様式（第3条第3項）

「チーバくん」着ぐるみ使用承諾書

第 年 月 日 号

様

八千代市企画部シティプロモーション課長

次のとおり着ぐるみの使用を承諾します。

記

貸出日時	年 月 日 時
返却日時	年 月 日 時

*裏面の注意事項を確認の上での使用をお願いします。

裏面

着ぐるみを使用する際の注意事項

- ① 着用の際は、素肌が直接着ぐるみに触れないように、長袖、長ズボン、軍手等を着用すること。
- ② 会場の気温などを考慮して水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。
- ③ 当日の会場、天候、着用者の体調などを考慮して適宜休憩を取り、交代するなどして無理のない着用をすること。
- ④ 雨天時は、原則として屋外での使用は控えること。
- ⑤ 「チーバくん」のイメージの統一のため、着用者は絶対に声を出さないこと。また、関係者以外の目に触れる場では着脱しないこと。
- ⑥ 着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず介助者をつけること。
- ⑦ 使用後は、消臭スプレーなどを使用し、風通しの良い所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- ⑧ 型崩れしないよう、輸送や保管の際には取扱いに十分注意すること。特に、チーバくんの体は柔らかいため、頭を下にして保管すること。